

独立行政法人国立文化財機構本部・東京国立博物館職員の
勤務時間・休暇等に関する細則

平成19年4月1日
国立文化財機構細則第7号

(目的)

第1条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）及び独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第3条 勤務時間等規程第4条第1項及び第5条第2項及び育児・介護規程第19条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

| 勤 務 | | 始 業 | 終 業 | 休憩時間 |
|-------------------|----|----------------|---------|----------------|
| 総務課警備・お客様サービスセンター | | 交替制勤務（別表1のとおり） | | |
| 育児又は介護を行う職員 | 早出 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 午後0時から 午後1時 |
| | 遅出 | 午前9時30分 | 午後6時15分 | 午後0時から 午後1時 |

2 衛士の1週間の所定労働時間は、平成19年3月19日を起算日とする4週間ごとに平均して、1週間あたり38時間45分とする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月19日に改正し、平成29年4月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年6月13日に改正し、平成30年7月1日から施行する。

別表1

① A1

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|------|---------|---------------|
| 午前9時 | 午後5時45分 | 午前11時から午後0時まで |

② A2

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|------|---------|--------------|
| 午前9時 | 午後5時45分 | 午後0時から午後1時まで |

③ A3

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|------|---------|--------------|
| 午前9時 | 午後5時45分 | 午後1時から午後2時まで |

④ B1

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|------|---------|--------------|
| 午後1時 | 午後9時45分 | 午後3時から午後4時まで |

⑤ B2

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|------|---------|--------------|
| 午後1時 | 午後9時45分 | 午後4時から午後5時まで |

⑥ B3

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|------|---------|--------------|
| 午後1時 | 午後9時45分 | 午後5時から午後6時まで |

⑦ C1

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|------|------|---|
| 午前9時 | 午前9時 | 午後0時から午後1時まで 午後7時から午後7時45分まで 午後11時から午前5時まで 午前6時から午前6時45分まで |

⑧ C2

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|------|------|---|
| 午前9時 | 午前9時 | 午前11時から午後0時まで 午後6時から午後6時45分まで 午前1時から午前7時まで 午前7時から午前7時45分まで |

⑨ C3

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|------|------|---|
| 午前9時 | 午前9時 | 午後0時から午後1時まで 午後6時45分から午後7時30分まで 午前1時から午前7時まで 午前7時から午前7時45分まで |

⑩ C4

| 始業 | 終業 | 休憩時間 |
|------|------|--|
| 午前9時 | 午前9時 | 午前11時30分から午後0時30分まで 午後7時から午前1時まで 午前5時から午前5時30分まで 午前7時から午前8時まで |